

あいち銀行「あいぎん Visa デビット規定集」新・旧対比表

改定前	改定後
<p>第 13 条（会員資格の取消し）</p> <p>1. 当行は、第11条により会員に対する立替金が発生し会員が第11条に定める立替金の弁済を怠る等本規約に違反または違反するおそれがある場合、その他当行が必要と判断した場合には、当行所定の方法により次の各号の全部または一部の措置をとることができるとともに加盟店や海外ATM等を通じてカードの回収を行うことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。これに伴い、会員に損害等が生じた場合であっても、当行は一切責任を負わないものとします。</p> <p>(1) カード利用の停止。</p> <p>(2) カード貸与の停止およびカードの返却請求。</p> <p>(3) 加盟店に対する当該カードの無効通知。</p> <p>2. 会員のデビット取引の状況が不相当もしくは不審があると両社が判断した場合、両社が当該会員に対しカードおよび本人確認資料等を両社所定の方法により両社へ提示するよう求めることができ、会員は両社の求めに応じるものとします。また、当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当行が必要と認めた場合には、会員に当行が指定する書面の提出および申告を求めることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてはデビット取引を制限することができるものとします。</p> <p>3. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その他当行が会員として不適当と認めた場合には、当行は、事前に何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、当行は当行所定の方法により会員資格取消の旨会員に通知し、会員は当行の指示に従ってカードを当行に返却するか、カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ廃棄するものとします。これに伴い、会員に損害等が生じた場合であっても、当行は一切責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 当行への届出事項に関して届出を怠った場合。</p> <p>(2) 当行への届出事項に関して虚偽の申告をした場合。</p> <p>(3) 本規約の条項のいずれかに違反した場合。</p> <p>(4) 本規約に基づく年会費または手数料等の支払がなされない場合。</p> <p>(5) 第11条に定める立替金その他の当行に対する債務の弁済を怠った場合。</p> <p>(6) 支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立があった場合。</p> <p>(7) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。</p> <p>(8) 預金その他の当行に対する債権について仮差押または差押の命令、通知が発送された場合。</p> <p>(9) カードの決済状況またはカードの管理が適当でないと当行が判断した場合。</p> <p>(10) 決済口座が普通預金規定で定める解約事由に相当した場合。</p> <p>4. 会員資格を取消された場合、当行が必要と認めたときは、会員は速やかにカードを当行に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は両社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。</p> <p>5. 当行は、会員資格の取消を行なった場合、デビット取引の無効通知並び</p>	<p>第13条（会員資格の取消し）</p> <p>1. 当行は、第11条により会員に対する立替金が発生し会員が第11条に定める立替金の弁済を怠る等本規約に違反または違反するおそれがある場合、その他当行が必要と判断した場合には、当行所定の方法により次の各号の全部または一部の措置をとることができるとともに加盟店や海外ATM等を通じてカードの回収を行うことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。これに伴い、会員に損害等が生じた場合であっても、当行は一切責任を負わないものとします。</p> <p>(1) カード利用の停止。</p> <p>(2) カード貸与の停止およびカードの返却請求。</p> <p>(3) 加盟店に対する当該カードの無効通知。</p> <p>2. 会員のデビット取引の状況が不相当もしくは不審があると両社が判断した場合、両社が当該会員に対しカードおよび本人確認資料等を両社所定の方法により両社へ提示するよう求めることができ、会員は両社の求めに応じるものとします。また、当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当行が必要と認めた場合には、会員に当行が指定する書面の提出および申告を求めることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてはデビット取引を制限することができるものとします。</p> <p>3. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その他当行が会員として不適当と認めた場合には、当行は、事前に何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、当行は当行所定の方法により会員資格取消の旨会員に通知し、会員は当行の指示に従ってカードを当行に返却するか、カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ廃棄するものとします。これに伴い、会員に損害等が生じた場合であっても、当行は一切責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 当行への届出事項に関して届出を怠った場合。</p> <p>(2) 当行への届出事項に関して虚偽の申告をした場合。</p> <p>(3) 本規約の条項のいずれかに違反した場合。</p> <p>(4) 本規約に基づく年会費または手数料等の支払がなされない場合。</p> <p>(5) 第11条に定める立替金その他の当行に対する債務の弁済を怠った場合。</p> <p>(6) 支払の停止または破産・民事再生手続開始の申立があった場合。</p> <p>(7) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。</p> <p>(8) 預金その他の当行に対する債権について仮差押または差押の命令、通知が発送された場合。</p> <p>(9) カードの決済状況またはカードの管理が適当でないと当行が判断した場合。</p> <p>(10) 決済口座が普通預金規定で定める解約事由に相当した場合。</p> <p><u>(11) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当行が判断した場合</u></p> <p>4. 会員資格を取消された場合、当行が必要と認めたときは、会員は速やかにカードを当行に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は両社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとしま</p>

あいち銀行「あいぎん Visa デビット規定集」新・旧対比表

改定前	改定後
<p>に無効登録を行い、加盟店等を通じてカードの返還を求めることができます。会員は、加盟店等からカードの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当行に返還するものとします。</p> <p>6. 会員は、会員資格の取消後においても、デビット取引を行いまたは第三者にデビット取引を行われたとき（デビット情報の使用を含む）は当該使用によって生じたデビット取引の代金等について全て支払いの責を負うものとします。</p> <p>7. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当然に会員資格は取り消されるものとします。この場合、当行は当行所定の方法により会員資格取消の旨会員または相続人に通知し、会員または相続人は当行の指示に従って直ちにカードを当行へ返却、またはカードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ廃棄してください。これに伴い、会員ないし相続人に損害等が生じた場合であっても、当行は一切責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 会員に相続の開始があったことを当行が認識した場合。 (2) 決済口座が解約された場合。</p>	<p>す。</p> <p>5. 当行は、会員資格の取消を行なった場合、デビット取引の無効通知並びに無効登録を行い、加盟店等を通じてカードの返還を求めることができます。会員は、加盟店等からカードの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当行に返還するものとします。</p> <p>6. 会員は、会員資格の取消後においても、デビット取引を行いまたは第三者にデビット取引を行われたとき（デビット情報の使用を含む）は当該使用によって生じたデビット取引の代金等について全て支払いの責を負うものとします。</p> <p>7. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当然に会員資格は取り消されるものとします。この場合、当行は当行所定の方法により会員資格取消の旨会員または相続人に通知し、会員または相続人は当行の指示に従って直ちにカードを当行へ返却、またはカードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を切断のうえ廃棄してください。これに伴い、会員ないし相続人に損害等が生じた場合であっても、当行は一切責任を負わないものとします。</p> <p>(1) 会員に相続の開始があったことを当行が認識した場合。 (2) 決済口座が解約された場合。</p>